

石川県公報

令和6年3月29日(金曜日)

号 外

(第23号)

目 次

規 則	告 示
○石川県財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 1	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室) 6
○石川県公印規程の一部改正 (総務課) 2	正 誤
○石川県文書管理規程の一部改正 (同) 3	○平成7.3.31号外第36号中 7
○石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人事課) 5	

規 則

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和二十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「戦略広報課に」の下に「デジタル推進監室にあつては県庁デジタル推進課に」を加え、「新幹線・交通対策監室にあつては交通政策課及び空港企画課に」を削る。

第三条の五第一項第四号中「県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課」を「生活環境部女性活躍・県民協働課」に改める。

第三十一条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四十七条の見出し中「又は」の下に「歳入等の」を加え、同条第一項中「令第五百五十八条及び第五百五十八条の二」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三条の二」に改め、「又は」の下に「法第二百三十二条の二の規定する歳入等(以下「歳入等」という。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による委託をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 当該委託を受けた者(以下この項において「指定公金事務取扱者」という。)の名称
- 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収又は収納に関する事務に係る歳入等
- 法第二百四十三条の二第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

第四十七条第四項中「又は」の下に「歳入等の」を加える。

第四十七条の二を削る。

第五十条ただし書中「若しくは」の下に「歳入等の」を加える。

第五十一条第一項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第六十七条第二号中「及び道府県民税」を「道府県民税及び森林環境税」に改める。

第八十八条第一項中「令第六十五条の三」を「法第二百四十三条の二」に改める。

第九十一条第一項中「(送金小切手等によるものを除く。)」を削り、「亡失又はき損した」を「亡失し、又は毀損した」に改める。

第九十四条中「第六十五条の七」を「第六十五条の六」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十八条第一項中「第六十五条の六第三項」を「第六十五条の五第三項」に改める。

第五十条の見出し中「又は」の下に「歳入等の」を加え、同条中「徴収又は」の下に「歳入等の」を、「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第六十条第一項第二号(1)を次のように改める。

- (1) 源泉徴収した所得税

第六十条第一項第二号(2)中「市町村民税」を「特別徴収した市町村民税」に改め、同号(4)を次のように改める。

- (4) 市町が県に払い込んだ森林環境税及び県が賦課徴収した特別法人事業税

第六十条第三項中「所得税」を「源泉徴収した所得税、特別徴収した」に、「並びに社会保険料被保険者負担金」を「社会保険料被保険者負担金並びに市町が県に払い込んだ森林環境税及び県が賦課徴収した特別法人事業税」に改める。

第二百二十二条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二百八十三条の二の見出しを「(指定金融機関等及び指定公金事務取扱者の検査)」に改め、同条第一項を次のように改める。

令第六十八条の四第一項の規定による指定金融機関等の検査及び法第二百四十二条の二第八項の規定による指定公金事務取扱者の検査は、会計管理者が職員のうちから検査員を命じて行う。

第二百八十三条の二第二項中「これを」を削る。

附則第十五項中「、対風・対露二二軸車等」を削る。

附則第十七項の表第二条第一号の項中「第二十一条第五項」を「第二十一条第一項」に改め、同表第六十四条第一号の項中「、課長補佐」を「庶務担当係長」に、「課長補佐、附則第十七項の事業所にあつては別に定める者」を「庶務担当係長(附則第十七項の事業所にあつては、事業所長)」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十四条第十三号	含む	含み、附則第十七項の事業所を除く
-----------	----	------------------

別表第二中「こころの健康センター 庶務課長」を「こころの健康センター 庶務課長、動物愛護センター 次長」に改める。

別記様式第十四号の二(表)中「歳入金の徴収(収納)」を「歳入の徴収又は歳入等の収替の」に改め、同様式(裏)注意事項1中「徴収(収納)」を「歳入の徴収又は歳入等の収替の」に改め、同様式備考1中「徴収又は収納」を「歳入の徴収又は歳入等の収替の」に改める。

別記様式第二十二号(甲)中「市道び町道村民府県税民及税」を「市道び町府森村民環税税境、及税」に改め、同様式(乙)中「市町村民税及び道府県民税控除額」を

「市町村民税、道府県民税及び森林環境税控除額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の石川県財務規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

出 先 機 関

石川県公印規程(昭和39年石川県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

第2条第4号を次のように改める。

(4) 部(危機管理監室、競馬事業局及び出納室を含む。以下同じ。)の長の印 主管課(石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)第2条第4号に規定する主管課をいう。次号において同じ。)の長
第2条第5号中「部の主管課長」を「主管課の長」に改める。

第7条を削る。

別表中「5 部長の印」を「5 部の長の印」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

石川県訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

第2条第4号を次のように改める。

(4) 主管課 分課のうち、部の企画調整室の庶務に関すること(総務事務管理室の分掌事務に係るものを除く。)を分掌する課並びに総務部総務課、危機管理監室危機対策課、能登半島地震復旧・復興推進部創造的復興推進課、競馬事業局競馬総務課及び出納室出納担当をいう。

第2条第5号中「主管課の長」の次に「(総務部総務課長(以下「総務課長」という。)を除く。)」を加え、同条第16号中「総務部総務課長(以下「総務課長」という。)」を「総務課長」に改める。

第23条第2項中「秘書課長」を「政策調整課長、秘書課長」に改める。

別表第1中「 | デジタル推進課 | デ | 」を削り、

市町支援課	市町	
市町支援課 デジタル推進監室	市町 デ	 に、
消防保安課	消	 を
消防保安課 能登半島地震復旧・復興推進部 創造的復興推進課 生活再建支援課	消 復 生再	 に、
新幹線・交通対策監室 県民文化スポーツ部 企画調整室 女性活躍・県民協働課	新交 県調 県	 を
交通総合対策監室 文化観光スポーツ部 企画調整室	交通 文調	 に、
いしかわ百万石文化祭推進室	百	 を

「 観光戦略課 国際観光課 国際交流課	「 観光戦略課 国際観光課 国際交流課	「 観戦 国観 国交	「 に、
「 自然環境課	「 自然環境課	「 自環	「 を
「 自然環境課 女性活躍・県民協働課	「 自然環境課 女性活躍・県民協働課	「 自環 県	「 に改め、
「 観光戦略推進部 企画調整室 観光企画課 誘客戦略課 国際観光課 国際交流課	「 観光戦略推進部 企画調整室 観光企画課 誘客戦略課 国際観光課 国際交流課	「 観調 観企 戦略 国観 国交	「 を削り、
「 中能登総合事務所 奥能登総合事務所	「 中能登総合事務所 奥能登総合事務所	「 中能 奥能	「 を
「 自治研修センター 東京事務所	「 自治研修センター 東京事務所	「 自研 東京	「 に、
「 自治研修センター 東京事務所	「 自治研修センター 東京事務所	「 自研 東京	「 を
「 中能登総合事務所 奥能登総合事務所 消防学校	「 中能登総合事務所 奥能登総合事務所 消防学校	「 中能 奥能 消学	「 に改め、
「 女性センター 女性相談支援センター	「 女性センター 女性相談支援センター	「 女セ 女相	「 を削り、
「 石川四高記念文化交流館 能楽堂 いしかわ子ども交流センター	「 石川四高記念文化交流館 能楽堂 いしかわ子ども交流センター	「 石四文 能 い子交	「 を
「 能楽堂 石川四高記念文化交流館	「 能楽堂 石川四高記念文化交流館	「 能 石四文	「 に、
「 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 児童生活指導センター 保育専門学園 保健環境センター	「 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 児童生活指導センター 保育専門学園 保健環境センター	「 身相 知相 児指 保専 保環	「 を
「 リハビリテーションセンター 保健環境センター こころの健康センター 身体障害者更生相談所	「 リハビリテーションセンター 保健環境センター こころの健康センター 身体障害者更生相談所	「 リハ 保環 こ健 身相	「 に、

知的障害者更生相談所	知相	」
「リハビリテーションセンター こころの健康センター 南部小動物管理指導センター 消防学校	リハ こ健 南小 消学	」を
「いしかわ動物愛護センター いしかわ子ども交流センター 保育専門学園 児童生活指導センター 白山自然保護センター 女性センター 女性相談支援センター	動愛 い子交 保専 児指 白自 女セ 女相	」に改め、
「計量検定所	計検	」を削り、
「九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房 白山自然保護センター	九谷研 九谷自 白自	」を
「計量検定所 九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	計検 九谷研 九谷自	」に改め、
「南部家畜保健衛生所 北部家畜保健衛生所	南畜 北畜	」を削り、
「農林総合研究センター	農研	」を
「農林総合研究センター 南部家畜保健衛生所 北部家畜保健衛生所 大日川ダム管理事務所	農研 南畜 北畜 大ダム	」に改め、
「大日川ダム管理事務所	大ダム	」を削る。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 8 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程（昭和37年石川県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

石川県知事 馳 浩

別表第 1 中37の項を38の項とし、14の項から36の項までを 1 項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14	いしかわ動物愛護センター	事務職員	作業服	1	3	事務職員については、動物愛護管理業務に従事する職員に限る。 技術職員については、作業服の貸与数量を2着とする。
		技術職員	ゴム長靴	1	3	
		獣医師	作業白衣	2	3	
		狂犬病予防員	作業服	2	3	
		狂犬病予防技術員	雨外とう	1	3	
			ゴム長靴	1	3	
			防寒用アノラック	1	3	

別表第1中13の項を削り、12の項を13の項とし、2の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2	能登半島地震復旧・復興推進部	事務職員 技術職員	作業服	1	3	現地において令和6年能登半島地震による災害に係る復旧・復興業務に従事する職員に限る。
---	----------------	--------------	-----	---	---	--

別表第2中25の項を27の項とし、10の項から24の項までを2項ずつ繰り下げ、9の項を11の項とし、その前に次のように加える。

10	いしかわ動物愛護センター	作業服 雨外とう ゴム長靴 ゴム手袋 ゴム前掛け 革手袋				
----	--------------	---	--	--	--	--

別表第2中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、同表6の項中「ゴム前掛」を「ゴム前掛け」に改め、同表6の項を同表7の項とし、同表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、その前に次のように加える。

4	能登半島地震復旧・復興推進部	ヘルメット 雨外とう 安全靴 ゴム長靴 防寒用アノラック				
---	----------------	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第123号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行津幡支店の項を次のように改める。

津	株式会社北国銀行津幡支店	河北郡津幡町	いしかわ動物愛護センター、津幡高等学校、津幡警察署
---	--------------	--------	---------------------------

正 誤

平成 7 年 3 月 31 日発行の石川県公報号外第 36 号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
1	石川県財務規則の一部を改正する規則	競馬事業局総務課投票係」を「競馬事業局総務課投票労務係	競馬事業局競馬総務課投票係」を「競馬事業局競馬総務課投票労務係

